

KOBEくらしのレポート

12月号

くらしのパートナー調査結果より

発行：神戸市

神戸市消費者協会

消費生活マスター

改正 特定商取引法が

12月1日から変わりました！



<消費者の皆さんへ>

訪問販売や電話勧誘などトラブルが生じやすい取引を対象とした、クーリング・オフや業務停止命令などの方法を定めて私たち消費者を守る「特定商取引法」が改正され、12月1日に施行されました。多くの項目が改正されましたが、その中で私たちの生活にも影響のありそうな点をいくつかご紹介します。



<「権利」や「債権」も対象に>

ダイレクトメールや電話勧誘などで、例えば老人ホームの入居権などの権利や、未公開株や社債などの債権を売買する取引については、サービスや商品に該当しないとして規制の対象外でした。

今回の改正でこれらの権利や債権についても多くが対象となったため、クーリング・オフの申請ができる場合があります。

<その他にも多くの改正が>

特定商取引法には事業者から嘘の情報を聞かされたり、逆に大事な情報を故意に聞かされず、消費者が誤認して契約してしまった場合に契約を取り消す制度があります。これまで、消費者が誤認に気づいてから6ヶ月以内だった取消期間が、改正法では1年以内に延長されました。

それから、これまで訪問販売で健康食品などを消費しきれないほどの量の商品売りつけられた場合、1年間は契約の解除を主張できました。今回の改正で同様の制度が電話勧誘販売にも導入されています。

また、脱毛やしみの除去などの美容医療も今までクーリング・オフや解約の対象外でしたが、今回一部が対象となりました。

他にも、広告を請求していないのに勧誘のFAXを送りつけたり、電子メールやSNSなどで目的を隠して店舗などに呼び出して契約させるセールスも規制されることになりました。



<困った時には相談を>

このように多くの点が改正され、今までは無理だったケースでも救済される場合が多くありますが、今回紹介したようなケースでもいろいろな条件があります。

もしこのようなケースで困った時は、神戸市消費生活センター（371-1221）に相談して下さい。

○神戸市くらしのパートナーとは？

神戸市くらしのパートナーは、安全・安心なくらしを守るため、生活必需品の価格調査をはじめ、不審な電話勧誘など地域で生じている様々な消費者問題に対し、お困りの方と消費生活センターとの橋渡しを行います(全市で300名)。

○消費生活マスターとは？

消費生活マスターは、多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、神戸市が養成した消費者問題の解決方法の提案ができる人材です。